

平成 21 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 佐藤食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 宗行
(JASDAQ・コード 2814)
問い合わせ先 執行役員管理部長 上田 正博
電話番号 0568-77-7316

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起にかかる監査役会決議 に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社監査役会において、当社の元取締役ら 6 名に対し、損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、かかる決定は、本訴訟が、株式会社による取締役であった者に対する訴訟であるため、会社法第386条第1項の規定に基づき当社監査役が当社を代表することを受けてのものであります。

記

1. 本訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、平成21年3月20日付プレスリリース「特別損失の計上による通期業績予想の修正に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成21年3月期決算において株式会社Jファクターが発行する無担保社債（社債総額50億円。平成20年12月5日付一部償還後の社債元本残額40億円）及び株式会社SFCGが発行するコマーシャルペーパー（エンド受渡金額15億円）について取立不能の恐れが生じたことにより、特別損失として約55億円を計上しております。

かかる状況を受け、当社においては、社外の有識者からなる内部調査委員会を平成21年4月30日付で設置し、当該特別損失の計上に至った事実関係や問題点を調査いたしました。その結果、内部調査委員会から、平成21年6月1日付調査報告書において、「平成19年9月12日の取締役会における余剰資金の運用が決議されているが、この決議が合理的な経営判断に基づくものとは認めがたく、その後のCP・社債の購入についても妥当性は認めがたい。」との見解が示されております。また、平成21年8月には、当社株主から「当該特別損失を生じさせた旧役員に対し、その責任を追及する訴えを裁判所に提起するよう求める。」旨の書面が当社監査役会に送達されております。

当社監査役会は、こうした事実を重く受け止め、慎重に精査・検討した結果、平成21年10月20日開催の監査役会において、本訴訟を提起することを決議いたしました。

つきましては、当社は、当該決議を受けて、遅滞なく本訴訟を提起する予定です。本訴訟の

詳細につきましては、本訴訟提起後速やかに開示させていただきます。

2. 本訴訟を提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

3. 本訴訟を提起する予定の者（原告）

- (1) 名称 佐藤食品工業株式会社（当社）
- (2) 本店所在地 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
- (3) 本訴訟における代表者 当社常勤監査役 長谷川 憲治

4. 本訴訟を提起する予定の相手（被告）

当社元代表取締役 吉松 明文
当社元専務取締役 湯原 善衛
当社元取締役 菊池 渡
当社元取締役 山村 友幸
当社元取締役 西郷 義美
当社元取締役 鈴木 昌也

（上記6名を併せて以下、「被告ら」と総称します。）

5. 本訴訟の内容（予定）

当社の資産運用に係る被告らの任務懈怠（善管注意義務違反）等に基づき当社が被った損害の賠償請求

6. 今後の見通し

本訴訟提起により、当社の財政上の問題として、訴訟関連費用等の発生が見込まれます。本年度決算並びに今後の当社の財政状態への影響については、現在監査法人と協議中であり、決定次第開示いたします。また、本訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後本訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

（参考）当期業績予想（平成21年5月20日公表分）及び前期実績（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 （平成21年3月期）	7,300	1,200	1,230	730
前期実績 （平成20年3月期）	7,083	1,138	1,276	△4,579

以上